

るにもせよ、婦女子の身に於ては官途に就くともなるまじきに、母「否」などよ愛女の我東洋にも漸く女權の興りしとを知らざる歟、男兒たり女子たりとて、天の賦與する權利に二ツはなし、此母の甘んじて、女權黨の一人となり、如何にもして古來の習慣を破り、歐米の婦人の如く、政治に參與するの權利を握らんと頗る心思を苦めたるに、今幸いにして
と、半ば云ひて聲を低ふし、室内を看廻りして再び語を續き、母「現内閣の實に我心を得たるものと云ふべし、今にして女黨の權利を屈縮せしむるは、文明の進路を妨碍するものなりとして、女政治家にも官海に入るの權利を許されたり、靜江「然らば女政治家も内閣に入るの權利を得られ

し歟、母「否」な内閣に入るといふ未だ能はねども、女政治家の試験を名として、郡長に任じたるもの數名あり、愛女にも今より政治學を研究しなば、長ずるに及んで内閣に入るの權利をも得らるべし、天下に最も名譽を擧るは、政治家たるに如くはなし、愛女も恚がて内閣に入り、一國の政權を握るあらば、復た男兒の爲めに壓制せらるゝともなく、其愉快は凡そ如何や、母「入閣の手續きをも打合せ置きたれば、明日より入閣すべし
と勧められ、靜江の心に應せねども、母の懇懇に悖るも本意なしと思ひ、入閣の事に決せしかば、母の大いに喜びて、入閣中の準備をも整ひ置き、名和氏より示めされたる政治原論、現行政治論、政治考察法、地方分權論、國會要論、議員必携、政

党新論など云ひる教科書をも購入し、専ら其準備をなしたれども、静江の氣も進まねば見るも懶しと思ひしが、教科書を受取りしまゝにして、一見もせず居たりけり。已にして翌日となりければ、金岡夫人の静江女を携ひ、政治研究所へと赴きけり。此政治研究所の官吏登用試験にも應ずるの豫備校を兼ね専ら實地的の研究をなさしむるをもて、政府党在野党の別を問はず、研究生の躰格を有するもの、皆な入費を許すの制なり。此校は元來歐洲に行はる、政治講習所に倣ふて設立せしものなれども、唯た我國躰に恃り共和論を唱ふるを許さず、其他は政治上に關し、何等の意見をも自由なり、第二十世紀の外交官を始めとして、各省の書記官、地方官、の大概此研究成にて養生せらしものな

りと、静江女が入費したる時、恰かも夏期の大試験に際し、生徒等の晝夜を分たず、一心に試験科目の政治書を読み、最高點の榮譽を博さんと、互ひに研究に怠りなかりける。此研究所の大試験に最高點を得たる者の、奏任一等官に採用せらるゝの制規なるをもて、苟も政治家たらんとする者の、争ふて此試験に應ぜざるはなし。金岡夫人の校長に向ひ、夫人「現今生徒の數の幾何名に及びしや、校長男女兩生を合して一千二百名に達したり、此生徒等の皆な大學を卒業したる者どもなれば、是れより實地の施政法を研究し、皆な有爲の俊才なり、夫人「女生徒の漸次に増加するの傾きを呈せしや、校長「然り女生徒の數の十分の三を占めたり、今日の勢にては、女生の奮發なかく、活潑となり、實

に我日本國の爲めに慶賀すべきの一大美事たり、夫人も
 知らるゝ如く、東洋の古來男尊女卑の敝風を存し、殊に日
 本支那の甚しく、歴史上覺ひず嘆息するもの甚からず、近
 く第十九世紀の末頃まで、猶婦女子を視ること奴隸の
 如く、貴族の位地を占る者すら、猶數名の妾を養ふて、情慾
 を縦まにするの玩弄物となし、靦然として其醜行に慚ぢ
 さるの有様なりしと、當時の小説家が著述の遺書にて
 往々散見せり、今や漸く敝風の存するものを一掃し、女政
 治家を出すに至りし、實に國家の爲めに賀すべき事な
 り、夫人「妾も亦同論にて侍るなり、今よりして地方官の如
 き、専ら女政治家をして任せしめなば、人心に背馳して
 壓制かましき所爲もなく、必ず治績も擧らんと信じ侍る

なり、要するに固有の敝習を破り、同權の眞理を明かにせ
 ざれば、此宿志も達し難たし、此の偏へに教師の責任に屬
 し侍れば、願くは最も女生の陶冶あらまほし、校長、余の固
 より偏頗の教育を施さず、男生女生毫も異なる所あらざ
 れども、男女權利の比較の猶未だ平等の位地に進まず、故
 に余の最も女生を誘ふ事に勉むべし、請ふ、余が授業の實
 況を一覽あらまほし
 と、夫人と靜江女を誘ふて教場に入りし時、恰かも教師が授
 業の際なりしかば、校長の見習の爲めにとて、靜江女をして
 生徒の席に就かしめたり、
 抑も政治學研究所と云ひる、元と政治學會の設立に係れ
 ども、國家に大關係ある必要の學校なるをもて、明治六十一

年の國會決議に依り、年々補助金として國庫より百貳十萬圓を下賜することとなり、東京に本校を置き、西京と北京とに分校を置きて、大いに有爲の青年を養成し、欠くべからざるの有益學校となれり、初めは有志者の捐金を以て神田橋外なる錦町より、一橋外なる舊中學校の跡を併せて敷地となし、閑大壯麗なる建築を起し、校内の數箇に分ちて、講義堂あり、演舌堂あり、生徒の寄宿舎より教師の詰所等に至るまで、一としで完備せざるはなし、或は國會議事堂に擬したる廣大なる集議所あり、或は警察講習所あり、或は外交政略演習所あり、此等の建築は五層より七層に至り、周圍に樹木を栽え噴水を設けて、庭前の風景も亦頗る美を盡くしたり、此樹木の扶疎たる間に、數箇の小堂を設けて、生徒の讀

書室に供し、其建築費は實に五百萬圓を費やしたりと云ふ、今金岡夫人を誘ふたる授業室は、方四十尺許にして第一年生を教授し、生徒の數は八十名に近かし、一箇の少年の起立して何やら演説の最中にて、校長等の入り來るを見て、一層聲を高らめて
古來我邦の農を以て立ち獨り稼穡耕耘の業は東洋に冠たるべきも、工業に至ては措て問はざるもの、如く、今日に至るも未だ隆盛を致す能はず、看よ砂糖藥品諸器械等の輸入は、未だ其額を減少せざるにあらずや、我工業者の拮据經營し、製作物をして地産物と平衡ならしめずんば、貿易上何れの時か能く我商權の振興を致すを得ん、試みに明治五十六年交の輸出物統計表を取て、昨年の統計表

に照らして着よ、實に製作物の輸出を減じたと、一割弱に當るにあらずや、緞かに織物場の盛大を致すが如きありと雖も、印度産の綿絮の尙且歐洲に向けて輸出するもの、我邦に輸入するものに一倍せり、前途我が紡織業をして益す、盛大ならしめんとせば、印度産の綿絮の、擧て我製造物の材料に供せしめざるべからず、農工商の三業の鼎足の形をなし而して後ち國の富强を致すべし、我工業者の豈に思はざるべけんや、畢竟するに我工業者にと再び説かんとする時、教師の暫くと押し止め、陳腐の説聴くに傾し、且つ語氣甚た弱く、病魚の行潦に喰啜するに異ならず、郡區長たるもの、斯る陳腐軟弱の説を吐ひて、能く人を奮興せしむべきや、誰かある寧ろ此陳腐説を攻撃せよと

呼べるや否な一箇の少年の聲に應じて起立し、語氣も亦甚た鋭く、噫、事業の盛衰は、單に人民の勤惰に關すと爲すか、事業の擧らざるは、畢竟政府の勸誘至らざるが故なり、余は獨り人民を咎るの偏頗論を取らずと、云ふ時、教師の語氣猶柔弱なるが、一層激語を用ゐて政府を攻撃せよと鞭撻され、少年は更に聲を高らめて、我政府の農商事務の衙門を置き、工務をも兼るを以て、年々に八百三十萬圓の經費を投じ、許多の官吏を置いて何事を行はしむるや、我々人民は無用の贅物を養はんが爲め、粒々辛苦の膏血を出すにあらず、乃ち我事業の盛大を謀らしめんが爲めなり、

教師の又も少年を勵まし、攻撃の猶足らんぞ、
余の率る此無用無益の主務官を廢し、以て事業者の資本
に幾分か餘裕を與へんとを欲す、八百三十萬圓の經費亦
少額なりとすべからず、然るに縣令郡長輩の我失職の罪
を不問に置き、獨り責めを人民に負擔せしめんとす、政府
の責任果して焉くにか在る、余の土偶人を以て組織する
と一般なる、因循政府に依頼するを欲せず、否、我政府の
土偶人にたも如かざる歎何となれば政府の責任を盡さ
ず、徒らに人民の膏血を收るに過ぎざればなり
と云ふ時、又一箇の女生の俄然起立して教師の許可を乞ひ、
音聲も爽かに
余の不肖なれども郡長の職に居り、民衆勸誘の責任を負

ふ者なり、今某代議士が濫りに激語を弄して政府を攻撃
するを聞き、敢て黙々に附し去ることを能はず
と、説き出せしかば、静江女の何の争ひなるやも知らず、争闘
の中に飛込んで、傍杖でも打れんかと思ふ感じを起し、
せしかば、驚きたる顔色にて、四もに顧りみて居たりける、傍
らなる一個の女生の、静江の顔色を見て、大いに怪しみ、演説
の要点を聴かんといせず、驚きたる顔色をなす、政治學を
知らざる者にやあらんと、切かに冷笑をしてぞありける、静
江の演説を聴けども何事なるを解さねば、傍らなる女生に
向ひ、静江卒爾に問ふも面伏せなれども、工業と商業との争
ひより、斯る争闘を起こせしにや、去るにても今演説し侍
る婦人の、郡長なりと云ひるを聞けば、官吏も此席に列り居

るにや、女生の間はれて笑ひを忍び女生貴女に此席を何
と想ひ給ひしや、此の教場なるに静江妾も教場と想ひ侍
れど、如何なれば斯く争論の劇しきにや、女生此學校の政治
學を講ずる所にて、最前演説されたるに、郡長が地方の工場
開業式に臨んで行ふべき演説にて、之れを駁撃したるもの
の代議士の資格にてなせし演説なり、と云はれて静江の呆
れはて、女生を顧る時演説者も、尙も語を繼ぎて説き出し
凡そ民業の勸誘に關し、政府の一として其責任を盡さ
るゝなし、否な民業をして今日の進歩あらしめたるに、實
に政府勸誘の好結果なり、現に北海道織物會社が、印度の
白織羊毛を、買入るゝに際し、英國工業者と大葛藤を生ぜ
し時、政府の爲めに官吏を派遣して、英領印度會社に説ひ

て、その葛藤を解かしめたるのみならず、我織物會社をし
て満足を得せしめたるが如き、果して政府保護の力に
あらずとせずか、政府の擧々汲々として勸誘を怠らざる
も、工業者の猶未だ奮興せず、纒かに中央亞細亞に輸出す
るを以て満足を表し、尙進んで歐洲に及ぼすの勇氣なし、
是れ余が郡長の職任に對して默する能はず、敢て諸君の
注意を促かし、併せて工業者の氣力を喚起する所以なり
と、未だ説き了らざるに一箇の少年起立して、滿場を一睨
し、
我々代議士の、到底某郡長が喋々したる、遁辭的の彌縫説
に服従する能はず、政府が官吏を印度に派遣したるの類
の、纒かに其責任の一分を盡したりと云ふに過ぎず、矧ん

や北海道織物會社の之れが爲めに四十萬圓許の費用を
支出したるに於てをや、又矧んや政府の我々の爲めに刺
衝せられて漸くに、眠睡を覺まし、狼狽此事に當りたるの
有様あるに於ておや、故に
と、一步を進めて極端に説き至らんとする時、金岡夫人の教
場を出で、再び應接所に廻り、靜江女も校長に誘はれて應
接所に到りし時、校長の夫人に向ひ
校長、本費も正に本年の夏期大試験に近き、明日よりは内
試験に着手するの順序なり、令嬢に直ちに夏期試験に
應じ給ふにや、普通の政治學を講習せられし上、定めて
最高点の榮譽を得らるべし、夫夫願くは試験に應ぜしめ
たし、空しく夏期試験を経過せしむるも遺憾なり、請ふ宜く

計らひ給はれよ
と、答ふるを傍らに聞き居たる靜江女の、顔色も變ずるまで
に困苦の想ひあり、母に兒が政治學の一端も學ばざるを
知りながら、何とて大試験に應ぜよと確答せられしや、若し
も試験科目に向ひなば、如何に答辨なすべきや、政治の事に
關して、西も東も辨せざる幼稚に等しき者をして、直ちに
大試験に應ぜよとの、徒らに苦惱を與ふるのみ、いかで及第
の目的あるべき、餘りとの情けなしと、獨り恨みを埋めてあ
りける時、夫人の靜江女を教頭に引渡し、勿々に暇を告げ
て歸られたり

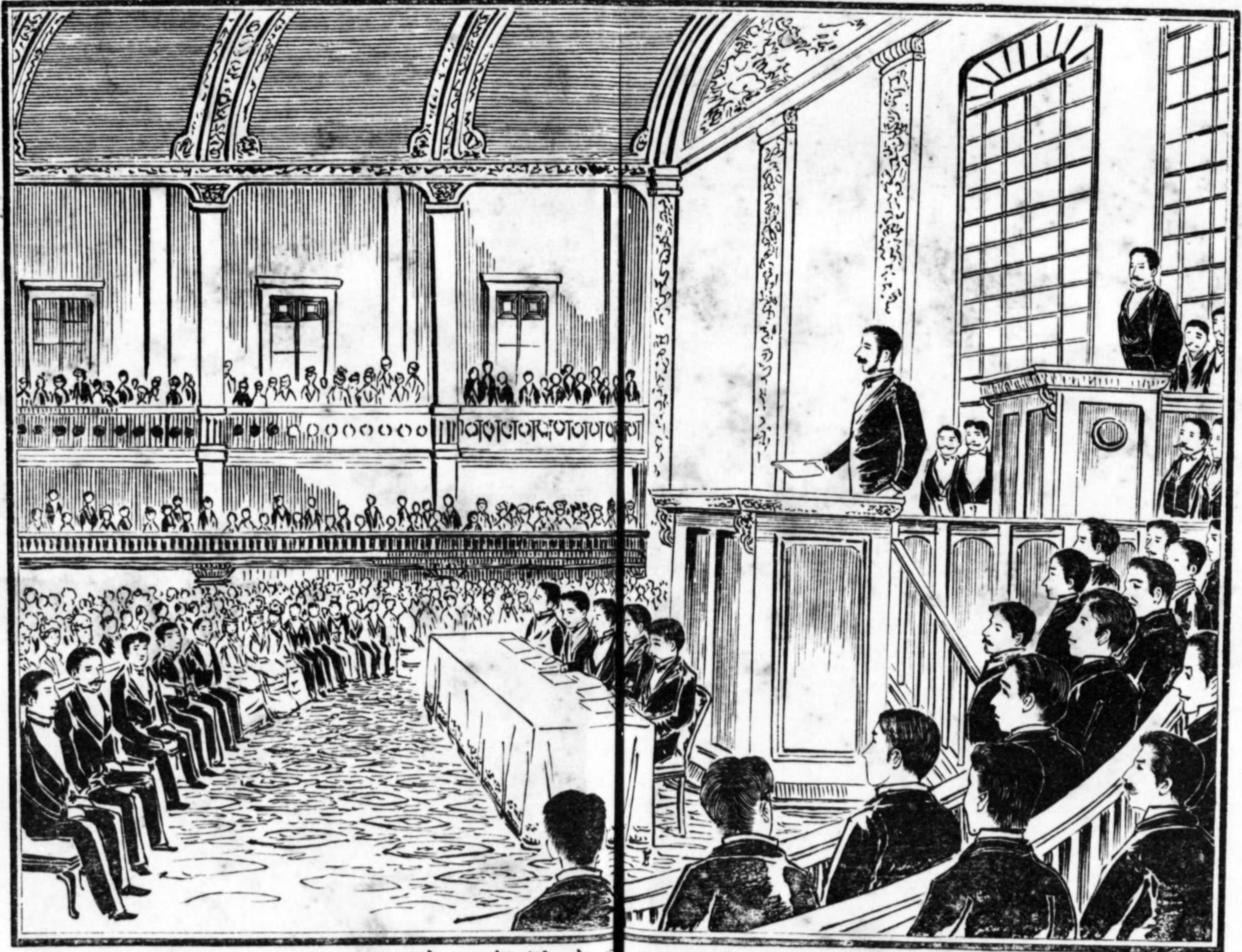
○第十三回

夏期試験に男女競争し
外交問題に日魯抗論す

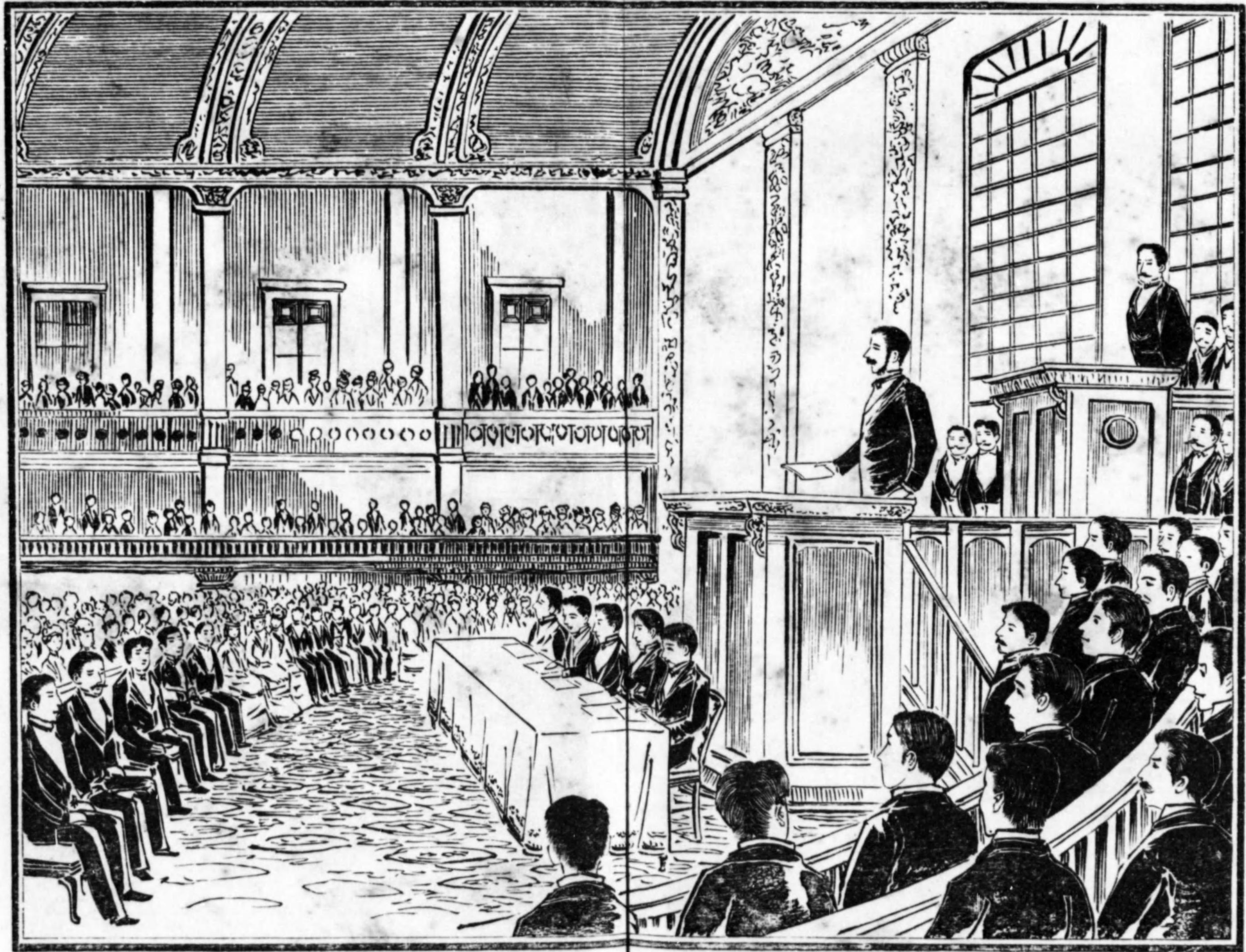
教頭名和氏は静江女に女生寄宿舎の第三十八番室を與へ、
二名の女生と同宿せしめたり明日の内試験科目は外交事
務官の外國に在勤し不慮の事變に遭ふて外交官の職任を
盡くすに於て所置法如何を問ふにあり静江女が同室の女
生の一箇を滋野井氏子と喚び倣し一箇の雛鶴初子と喚び
倣し共に妙齡の小女なれども才氣活潑にして内外の政略
に暗らからず此夜の十二時を過るまで外交上の筆記や萬
國公法などを閱みし頻りに心思を苦しめ居たる傍らに、
静江女が爲す事もなく幾回か欠伸して頓着のなき有様、
他の女生徒等の目より看ればヨモや何の念慮もなきもの
ぞの想はれず定めて政治上の學識に富み外交の事務にも
明かなるものと信じたり去れば女生等ハ静江に向ひ二三

の質問を試みたるに何ぞ想はん一も答辨する能はずして、
倒まに女生に向て説明を乞ふの有様なれば女生等ハ意外
の事なりと心に驚き芳卿にハ明日の試験に對し如何に答
辨し給ふやと問ひバ妾ハ固より外交の事を知らず請ふ貴
嬢等ハ宜しく妾を導き給はれよ試験科目にハ唯だ不慮の
事變とのみありて如何なる事變なるや分明に示さねバ答
辨すべきやうもなしと答ふるを聞きて女生等ハ想はず失
笑なしッ、
女生芳卿にハ何を云ひ給ふや不慮の事變なればこそ固
より預じめ知るべきやうもなし静江左ハ云ひ教師にハ
知り給ふべきに何とて告げ給はぬや女生問題を告すし
て即坐に問ひを發し即坐に答ひしむるが試験の定則な

るにあらすや、明日の兎も角も妾等に從ふて試験場に出
 てらるべし
 と、諭とされて静江の顔を暇らめ、其夜の其儘ま寢床に上り
 けり、翌朝の生徒等午前の八時に試験場に出席し、各々問題
 の出るを今や遅しと待ち居たり、教頭名和氏の三名の教員
 を從ひて試験場に入り來り、先づ試験掛の屬員をして、投票
 紙を各生徒に與ひ、魯國在勤の特命全權公使と、二名の書記
 官とを撰舉せしめたり、静江女の投票紙を受取りても爲す
 べき様を知らざれば、隣席なる滋野井氏女に托して代書を
 乞ひ、已にして第三年生より我全權公使と書記官及び英、佛
 米、獨等諸大國の公使をも撰舉せしめ、教頭自ら魯國外
 務大臣と爲りて、三名の教師の同國交際官に當らしめたり、



ス習講ヲ事議會テ = 所究研治政



政治研究會 = 國會議事講習所

此日の外務大臣を始めとして、外交官の重立ちたるもの
 皆な臨場せられ、生徒の父兄等も早晨より出席し、傍聴席の
 人を以て填め盡くし、立錐の空地もあらざりき、己にして魯
 国外務大臣の急使、日本公使館に來りて、魯國政府の訓令を
 傳ひけるハ

魯「昨十一日午後第九時、我西比利亞地方に於て不慮の事
 變あり、此事件ハ貴國人民に頗る關係あるを以て、至急談
 判に及びたし、御苦勞なから公使貴下ハ即刻我外務省
 へ枉駕あられたし、日貴領西比利亞に事變ありしハ、余も
 亦已に承知せり、貴國政府の御心痛ハ察し入りたり、抑も
 敵國人民が此事件に關係ありとハ、果して如何なる事實
 にや一應承りたし、魯「詳細の事ハ談判席に於て告知致す

べきも、御参考の爲め、大要点を話し申すべし、貴國人民
 の我西比利亞人民を教唆煽動して、叛亂を起さしめたる
 一部なり、日教唆煽動の果して事實なるや、魯然り縛に就
 きたる貴國人民の供出に係れり、日然らば兎も角も貴國
 特命全權委員官に面接して、委細の談判に及ぶべし
 と答ひて、日本公使の魯國外務省に赴き、兩國の談判を開き
 たり
 日「只今承へれば、貴國西比利亞地方の擾亂の事實なりと
 聞けり、果して叛賊の逆謀に係りしか、魯然り、我國內に出
 没定りなき虚無党なるもの、屢々逆謀を企て、事成
 らず、多く西比利亞、又ハ清領靺鞨地方に潜伏して、頻り
 に兇徒を嘯集するの事實ハ、我秘密探偵員の報告に據り

て明瞭なり、今回の事變も全く此兇徒の西比利亞國を教
 唆煽動して、獨立を慫慂したるに係り、昨十一日午後第九
 時を過る頃、風雨に乗じて、俄然我鎮臺の不意を襲ふて暴
 亂を起したり、此暴徒の中に、貴國人民無慮三百餘名あ
 るとを認めたり、又一手の兇徒ハ我集治監を破壊し、悉く
 囚徒を救ひ出して、何れハか脱遁し、直ちに追捕の手配に
 及びたれども、未だ其踪跡を詳かにせず、今曉終かに十數
 名の兇徒を捕縛したりとの急報を得たり、日「貴國の御心
 配ハ察し入りたり、此事變に就て、敝國人民數百名同盟し
 たりとの事實ハ、何等の証憑にて認められたるか、魯縛に
 就きたる兇徒の中にも、已に貴國人民三名ありて、同謀者
 の員數をも知るを得たり、日「其人民ハ敝國何れの籍に居

るものなるや、魯「貴領千嶋の住民なりと供出し我同謀者
の北海道の人民にて、三百餘名ある旨を供出したり、日「二
三兇徒の供出のみにて、未だ信を置き難たし、魯「否な敵
國の証憑十分なりと信ぜり、其故の共謀者たる韃靼人民
をも捕縛し嚴に糾問を遂げたるに、韃靼人民の數千名と、
日本人民の同盟して我兇徒を助け、遂に西比利亞を煽動
して兵亂を起さしめ、進んで我帝國を顛覆して、共和國
たらしむるの大隠謀ありと供出したたり、斯る証據人あ
るにも拘らず貴國人民に猶ほ關係なしと斷言せらる
、や、日「否な、關係なしと斷言せず、我千島にも人口漸く
繁殖し、今五十餘萬の多數を致したれば、或の二三兇徒
の貴國良民を煽動したるものなしとも云ひ難し、否な果

して其事實もありしなるべし、然れども三百餘名の同謀
者ありとの説は、未だ容易に信を置き難たし、魯「若し果し
て三百餘の多數ありとせば、貴國の如何に處分せらる、
や、敵國の貴國兇徒の爲めに、將校の死を致すもの實に二
十八名、兵卒の死傷の未だ其數を詳かにせず、且叛賊の氣
焰甚た熾んにして、西比利亞人民の大概之に應じ、又一方
の兇徒の波蘭人を煽動して獨立の兵を擧げしめ、貴國人
民の爲めに敵國の損害を蒙りたると實に大なり、貴國宜
しく諒察あられたし、日「貴國の御困難の深く諒察致した
り去れども、敵國の其責めに任ずるの義務なし、何となれ
ば、貴國と敵國との間に取結びたる條約にも、互ひに内地
雜居を許せし上、假令ひ敵國人民貴國に在りて、貴國の

大罪を犯すも、敵國の干渉すべきにあらず、貴兒は敵國兇徒の貴國領内にある者を偵捕し、貴國の法律に照らして相當の處分あらるべし、若し又貴國人民敵國に來りて兇亂を企るあらば、敵國の遠慮なく偵捕して、敵國の法律に照らして處分すべし、魯貴下の説の僅々たる小數に關して實行せらるべきのみ、兇徒の數三百餘名にも及ぶのみならず、莫大なる損害を受けしめ、交誼上に於ても豈に傍觀に附すべきものならんや、事に大小の差あり、故に敵國の已に滿洲帝國へも談判に及び、相當の償金を請求せり、然るに清朝の償金に換ふるに自國の兵を出して、鞑靼人民の逆謀に同盟したるものを偵捕し、敵國へ引渡して、謝すべき旨を回答せられたり、貴國に於て願くは清國

公使と商議を遂げられ、同様の處分あられたし、日「敵國」到底貴國の命に應じ難し、余の不肖なれども全様を委任されたる公使にして、大日本帝國と代表する者なり、余が委任されたる條件に於て、最も重大なるもの條約の履行にあり、貴下の人員の多數に依て、條約の適用を一定せざるものと解さるゝか、三人の兇徒を出すも、三千人の兇徒を出すも、我政府の干渉せざる事項、互ひに條約に基いて所分することを至當なりと信ず、且つ他國の内亂に干渉するは、第二世紀の改良されたる、萬國公法の敢て許さざる所なり、唯だ此事に關して、余の本國に向て訓令を求むるの必要を看されば、斷乎として一言決答せん、大日本帝國の獨立國なり、假令ひ滿洲帝國の貴國に向て如何

なる談判をなすとも敵國の關する所にあらず、敵國の敵國の權利に依て處分せん、敵國の決して他國の内亂鎮定に關するの義務なく、又他國に向て兇徒の償金を出すの責任なし

と、一聲高らかに叫びたるの、眞に他邦に使いして國命を辱かしめざる、全權公使の資格を全ふしたりと、暫ばし、喝采の聲も止まざりけり、已にして魯國外務大臣の、忿怒の色を見、ひして日本公使を睨まひなし、

魯國政府の果して此兇徒等の所爲に關係なしと斷言する歟、日「決して關係なし、若しも關係あらば証憑を示めされよ、魯國の一昨年支那本部の共和党が獨立を謀るに際し、共和党を取けたるの事實なしと、する歟、日「其事實

なし、只共和党の敵國に向て軍資の借入を乞はれしかど、敵國の國會の決議を以て謝絶したり、魯「今回我兇徒を助けたる韃靼人民の、皆な共和主義を執るものなり、此共和党の日本人民の爲めに誘導されしもの甚だ多しと聞く、今我兇徒を助けたるものは、即ち此共和党なりとせば、暗々の中に日本政府の關係なしと云ひ難たし、日「此の解しからざる言を聞くものかな、敵國の二千六百有餘年皇統連綿たる大帝國なり、豈に我人民にして我國躰の貴きをし知らざる者あらんや、否な他國に向て我國躰を誇らざる者あらんや、如何んぞ此帝國政府に於て、共和主義を助るの道理あらんや、魯「否な貴國政府が共和主義を望むと云ふにあらず、貴國の近來海外にも殖民地を開かれ、國勢

の皇張に汲々せられたり、此政略上よりして看れば或の
 共和党を助けて、自國を利するの手段に供するなしとも
 斷言し難きにあらずや、曰「此の敵國を誣るの想像言たる
 に過ぎず、貴國の想像を以て交際を破らんとするか、魯
 な想像にあらず、瞑々の中に其形跡を發見したり、曰「否々
 決して其事なきを斷言すべし、魯「若し萬一も其形跡あら
 ば貴國の何を以て敵國に謝せんとするか、曰「余の事實決
 して之れなしと信するに何とて其後を問ふの必要あら
 んや、魯「貴下へ飽くまでも事實なしと斷言し、爲めに交誼
 を破り、兵器に訴ふるも敢て辭せざらんとするか、余は我
 皇帝陛下に具申し陛下の訓令を受けて更に最後の談判を
 聞くべし

と云ひ放ち、席を蹴たて、入りけり、此時教頭名和氏の魯
 國外務官の資格を解きて、再び教頭の席に就き、各生徒をし
 て斯る談判に際して交誼をも破らず、國旗をも辱しめず、
 滑かに最後の談判を結局するに、如何なる處置をなすべ
 きやと説き示し、試験掛をして筆記用紙を各生徒に別たし
 め、一時間に意見を筆記せしめたり、静江女の試験用紙に對
 して徒らに筆を捻るも何等の考案も浮バねバ、一字だも寫
 す能はず、既にして時間ハ四十分を過ぎ、慧敏なる生徒等ハ、
 立ちどころに筆を下たし、長文の意見を書して試験掛に呈
 し、試験掛ハ生徒等の間を巡りて、頻りに促がし去り、時間ハ
 既に五十分を過くるも、静江女ハ未だ筆を下さず、獨り思ひ
 を苦しめて焦燥つも、無き考案ハ出るの理なし、隣席なる滋

野井民女ハ早く既に意見を呈し、今静江女が獨り苦心する
を見て、氣の毒にや思ひけん静江に代り、何やら匆々に記し
て與ひしかば、静江はホツと一息突き、其紙末に姓名を記し了
らんとする時、試験掛ハ又もや促かし來り忙しく筆記を呈
せし時ハ、既に五十九分にて纔かに落第を免れたり、金岡夫
人ハ静江の受驗如何にや、落第にてもせざしりかと、深く
心を痛められ、此日ハ早朝より試験場に臨んと思ひしかど、
女党の事にて貴紳等の間に奔走し、試験を終りし時漸くに
來りて看れば、教頭名和氏の生徒の筆記を閱みしながら、金
岡夫人を迎ひて満面に笑ひを含み、令嬢にハ幾年間政治學
を修め給ひし歟、是れ看られよ今日の試験筆記ハ、なか
に感服せりと示めされし、筆記を取つて一讀すれば、其文に

曰く
魯國と日本とハ久しく親密の交誼を結べども、未だ曾て
一回も兩國の間に紛議を生ぜし事あらず、然るに貴國ハ
我二三の兇徒の言を取て、兩國の交誼を破るあらんとす
るか、若し兩國交誼の輕薄なると、二三兇徒の一言に如か
ずとせば、余ハ社會の爲めに慨嘆に堪へざるなり、何とな
れば、萬國の交際、斯の如く容易に破壊せらるゝものどせ
ば、昨年伊國羅馬府に、歐米亞各國の全權委員を會し、更に
訂盟したる萬國公法も空しく烏有に歸するのみならず、
弱肉強食の敝再び社會に横行し、何等の盟契も復た恃む
に足らざらん、萬國信義を守る第二十世紀の社會にも、優
勝劣敗の道理ハ猶存すと云ひ、四隣濫りに猜疑を容れ

て抵抗軌轢を試み遂に兵器を動かすも亦各自の自由な
りとせば、昨年羅馬府の萬國會議に爾後益すく交誼を
厚ふせんが爲め、伊太利を以て萬國公有の大遊園となし、
各國若干の資金を投じて、其開築に着手すべしと盟約し
たるは、一時の兒戯に出でしとなすか、否な決して然らざ
るを信ず、矧んや最も信義を重んずる貴國に於ておや、故
に敵國が今回の事變に關係なきは、同盟各國の知る所な
り、然るに貴國猶敵國を誣るに、教唆の冤を以てし、設ひ開
戦を公告するも止まざらんとせば、敵國小なりと雖も、開
國旗に對し、敢てその冤を甘受する能はず不腆の兵器敢
て開戦を辭せざるべしと雖も、然るも亦萬國公法に悖
り、羅馬盟約を烏有に歸せしむるは、亦敢て忍びざる處な

り、冀くは萬國會議を貴國又ハ敵國に開き、曲直を公議に
決すべし云々、

金岡夫人ハ讀み了りて莞爾と笑ひを含み、教頭に向て第二
の試験科目を問ひ、教頭名和氏の試験筆記を綴りながら、
第二の試験科目ハ内國政略上の問題なり、明日ハ科目を生
徒等に別ち、明後日より内試験に着手すべし、想ふに令嬢に
ハ第二の試験にも必ず及第せらるべし、夫人ハ深く憂ひ
給ふなど、云はれて夫人ハ喜びの中にも、猶幾分か憂ひを含
み、慇懃に教頭に依頼して歸られたり

○第十四回

官民相攻めて政治の腐敗を防ぎ
男女互競して權利の伸暢を致す
去る程に靜江女ハ、第一の試験に民女の助筆を請ひ、辛ふし

て落第の恥辱を免れしが第二の試験に如何にして應ずべきや又如何なる科目に接すべきや今となりて試験を辭するも面目なし去りて政治學に暗き身の良き政略を案じ出すべきやうもなしと進退維に谷りて其夜の眠りもやらす曉天に達すれば男女の生徒の今日この内政の試験に最高點を取り政治家の名譽を揚げんものと科目の出るを待ちけるに恚がて試験掛の寄宿舎と通學生扣所の入口に本日の試験科目を掲出したるを看れば議事科試験の五字を大書してあり生徒等の皆な受験の用意整ひて程なく鐘聲鏗然と響き課業の時刻を報じければ教師等の各々受持の生徒を引き連れ議事堂へと赴きたり此時教頭の教師等に指命し生徒等の望みに任かせ左右に分れ議員の席に就

かしめたり此議事科と云ひるの國會議場にて代議士が盡くすべき代議の責任を講習するものにて議事の有様の毫も國會議場に異ならず且つ此課を受持つ教師の曾て代議士と爲りて數年間實地に經驗し最も老練の政治家にして殊に校長兼教頭たる名和氏の一昨年まで國會議長の任に居り屢ば内閣員に入れよと勤められしかと余の自から政治を施行するものにあらず政治家を養成するものなりとして議長をも辭して本校の校長となり最も政治學に多年の刻苦を積み政治の蘊奥を究めたり齡未だ古稀に隣らざるも頭髮の半ば禿けて目陷り滿面に苦學の相を現はしたり生徒の一年生より三年生を合せて皆な代議士の資格を與ひ右に分るものを政府党とし左に列するものを

在野党となし議長の校長之に任じ内閣員の第三年生より
 投票を以て撰任し、説明委員書記官等の教師の撰抜に任
 せて第二年生より出すものとす、静江女の在野党たるか將
 た政府党たるか、随意に擇ばれよと問はるゝも、授業に慣れ
 ざる新入生の迷ふて決すること能はねば、隣席なる滋野井
 民女に向ひ、
 静江「孰れに就くこそ便利ならんか妾の不慣れにて決し
 能はねば、願くは教しひ給はれよ、民女「貴嬢の意に任せ
 て宜からんが、男生に在野党となるもの多く、中に孰
 れとも定めず、政府党となり又在野党となるものあり、静
 江「妾の議事にも慣れぬ初學なれば、先づ政府党となり、後
 又在野党となりて講習すべきにや、民女「妾も左とと思

ひども、今日ハ試験の事なれば、孰れに決めて意見をも
 述べねばなるまじ、妾の政府党たらんと思ふが如何にや、
 静江「何事も芳卿の導きに従はん、宜しく指揮し給はれよ
 と、遂に右方の席に就きにける、教師等の議長の傍らに坐を
 占めて、生徒等の發言を許し、又ハ中止し、又ハ獎勵する等
 の任に當り、議場も已に整頓したりければ、教師ハ左右の両
 党より抽籤を以て、各々二三の演説者を撰び出せり、此抽籤
 に當りたるものハ腹に貯ひたる議論を吐き出すの自由を
 得、生徒等に取りては、無上の愉快となし、皆ハ其當籤を望ま
 ざるハなし、静江女ハ計らずも第三席の演説者に當り、生徒
 等の羨むにも拘らず、愕然として驚きつ顔色さへ變りしか
 き議場に慣れねば辭するの道さへ知らず隣席なる民女の

静江の心を付りもせて、貴嬢に幸福を得られたり、貴嬢の名譽を揚げらるべしと云はれて静江の益す困じはて、願みて民女に向ひ、

静江此籤に當りしもの、如何なる演説をなすの例なるや、民女「議事科の演説なれば代議士の爲すべき演説に相違なければども論題の教師が即席に出すものなり、此の代議士が國會議場にて、内閣員の意見に對し、直ちに攻撃を加ふなどの練習をなすものにて平素政治上の考ひなきものは、辨舌溢りて論理立たず、教師より中止さるゝともあり、若しも中止に遭ふとき、生徒が此上もなき耻辱とし、皆な滿腔の熱血を注ぎ出して演説するとなり、貴嬢にハ得難きの幸福を得られたり滔々たる雄辯を振ふて、滿

場の喝采を博されよ、静江一人毎に論題を異にするの例なるや、民女「否、第一席の演説者が論意に對し、第二席の演説者が駁撃を加ひ、此駁撃者が反駁を受けざるべき、第三席の演説者の演説せしめて止むも妨げなし、此抽籤法の毎々議事課の授業前に行ふとなるをもて今日第三席の當籤を得て演説すべきもの、次の議事演説に繰り廻らし、又一回當籤したるもの、同級の生徒が當籤一巡するまで、抽籤を許さぬ校則にて、恰く議事演説を習はしむるの方法な、去れば芳卿には、第二席の辨者に向て、反駁を試むる者なかりせば、本日は演説せざるも妨げはなけれども、内試験又本試験に當籤するものは幸運とする事なり

と、説かれて静江の少しく安心するもの、若しも反駁者
陸績と起りなば、如何にせやと案じられ、獨り胸を痛めけ
る己にして、議場も全く整頓を告げ、れハ、教師は先づ在野
党の演説者に向ひ、發言の自由を與へたり、滿場の生徒は論
なく傍聴の人々まで、如何なる雄辨を振ふて政府を攻撃す
るや、定めて劇しき議論も起るべしと、唾を呑んで居たりけ
る、恚がて在野党の中よりして、意氣揚然として起立せし一
個の生徒は、是れぞ非凡の俊才と稱されて、殊に雄辨の活潑
なるは、毎に人を驚かし、卒業の後ちハ天晴れ大政治家と爲
るべしとて、其才名は校内に高かりし、雲井勇太郎と呼び做
すものにて、今回の夏期試験にて卒業し、直ちに内務書記官
に擧げらるべき、預約さへ調ひ居る青年なり、雲井氏は起つて

一 梶の冷水に啄を濕し、音聲も爽かに説き出しけるは
諸君よ、余は更に代議士の責任重大なるを信ぜり、我々が
同胞兄弟の代表者と爲り、議場に出て、議論を闘はず時
の精神は、千軍萬馬の間に苦戦するよりも、猶一層の苦心
あり、何となれば兵馬上の戦ひには、假令不幸にして敗
剣を取るも、唯た我一死を致せば、以て其責めを償ふに足
るべし、國會議場の戦争は然らず、若しも議場に失敗を取
るあらば、唯たに代議士の面目を失ふのみか、爲めに幾千
萬の同胞兄弟に不利を與ふべし、況んや我々に反對する
内閣が政治の腐敗をも省みず、種々の卑劣手段を施して、
吾人を賣らんとする時に於けるかや、實に我々は今腐敗
政治に駕御せられ、殆んど不利を感じるの時に遭ひり、是

れ余が更に代議士の責任重大なりと明言する所以なり、
諸君は知らずや反對党の現内閣が卑劣にも女權の振興
を奇貨として、窃かに女權党に依頼をなし、議員補欠會を
妨害したるの事實あるを、已に關西の某撰舉區に於て、某
々夫人等が撰舉者の間に奔走し、窃かに利を啗はせて撰
舉者を瞞着せしは、掩ふべからざるの事實なり、已に某々
新聞は此卑劣手段を評き、痛く攻撃を加へたり、諸君は知
らすや、某々夫人が郡長等を某酒樓に會し、撰舉者の重立
たる者を招ひて秘密會議を開き、曖昧なる投票法を以て
反對党の當撰を得せしめたるを、某々郡區長、此賤むべ
き奴隸同然の功勞に依り中央政府に榮轉し、又其欠を補
ふに某々夫人を以てせり、噫現内閣の微弱なる寧ろ憫笑

すべきの有様を呈したり、噫政治腐敗の甚しき殆んど防
臭の策に盡きたりと云ふべし、然るに現内閣が猶傲然と
して慚愧の色なきは抑も是れ何等の鉄面皮ぞ、殊に女權
党の跋扈は社會に不利益を與ふるをも省みず、假令ひ試
験の名義あるにもせよ、女權党をして政權に與からしむる
は寧ろ害ありて益なきハ論を待たずして明かなり、故に
我々代議士は宜しく内閣に建議し、先づ女子登庸規則を
廢棄すべし
と、喋々辨するや否な、政府党の一人たる、女生徒は忽ち起立
して駁撃を試みける
反對党が補欠會に失敗を取り、其責めを女子登庸規則に
歸せんとするこそ、實に是れ卑劣千萬なりと云ふべし、反

對党は關西の某撰舉區に於て、某々夫人の幹旋したるを
妬み、撰舉者に利を啗はせて籠絡手段を施したりと公言
するも此ハ毫末の形跡もなき妄説なり否な我女党を誣
るの造説なり、我々豈に斯る卑劣手段を行ふものならん
や、好しや反對党に數歩を譲り、全く其事實ありとするも、
是を反對党の瞞着手段に比べなば、果して孰れか最も卑
劣なりとするや反對党が賄賂苞苴の力を藉り、纒かに當
撰を得たりと云ふが如きの事實は、我々が撰舉毎に聞く
所なり、且つ夫れ女權の振興を怖れ、女子登庸規則を廢棄
せんとするは、宛かも兇を脱して我女党の軍門に降るが
如し、我々は無情にも此可憐なる降服人を倒すに忍びず、
故に姑く之に寛假すべしと雖ども、獨り反對党が攻撃す

る現内閣にハ毫も失職なきを奈何んせん、反對党は喋々
現内閣に向て攻撃を試るも、此は何等の証跡もなき、誣妄
の謗讒たるに過ぎざるべし、否な負惜みの愚痴を云ふに
過ぎざるのみ、若し夫れ果して現内閣に失職あらば、請ふ
明かに其証跡を擧げよ
と駁撃したる時は、女生徒等は皆な喝采を表したり、在野党
の第二演説者は、忽ち起立して反駁を試みける
想ふに反對党は盲欺蓋し其れ然らん、現内閣の命脈ハ宛
かも肺患者の衰弱を極め將に絶へんとするをも知らず、
尙且之が爲めに瀾繼の勞を取らんとするは、實に活眼な
きの現証ならずや、我々は現内閣員の失職止たに一なら
ざるを知るも、雖ども今此議場に於て之を明言するに忍

びず故に穩かに内閣員に向て辭職を勸告するハ一の恩
恵たるをも曉らす、尙飽まても我々に向て抗敵を加へん
と要するあらば最早是非もなき次第なり、氣の毒ながら
失職の証跡を擧げ公然諸君に示すの已むを得ざるに至
れり、抑も反對党は支那共和党の亂に當り、彼れ共和党ハ
到底獨立の氣力なしと斷言し是が應援を謝絶したるは、
萬國公法を守るの精神に依ると云ふと雖も、今正に共
和政府の創立を目撃し、猶其先見の暗きを耻ぢざらんと
する歟、其他印度殖民地に於る失策の如き、皆な是れ現内
閣の失職たること、辨を俟たずして明かなり、矧んや恃む
劣を憚からざる女党に依頼し、一時の安を偷まんとする、其卑

と是より種々の証を擧げて劇しく反駁を試みたれども、政
府党も亦なか／＼に屈せずして是に抗抵し、遂に靜江の演
説番となりしかば、靜江は徒たに冷汗の滴るを知らざるの
み一言も發し能はねば隣席なる民女は見るに忍びず、卿は
何とて速く論壇に上らぬや、時機を失すと促かさされ、靜江は
屠所の羊の如く進退全く谷り、面色變ひて教師に向ひ、妾は
昨夜より咽喉病に罹り發聲機關を痛めたり如何がせばや
と偽りしを、教師は信と思ひしかば、然らば筆記なりとも出
されよと云はれて、靜江は途方に暮れしが、漸くにして切れ
／＼なる論文やうのものを書き綴り、教師の前へ出せしか
ば教師ハ受けて一覽し、我々反對党の現内閣に向て、不平を
抱く原因はと、讀み下さんとして思はず一笑し、

師阿嬢は政府党の一人にあらずや、静江「否、な在野党なり、
教師然らば何とて左方に入らざるや、静江「妾は在野党よ
りして政府党に入らんと想ひしなり、教師「去るにても現
在政府党に在りながら、倒まに政府を攻撃するかと想ひ
バ、又政府党の口氣もあり、到底論理立ち難し
と其筆記を擯斥されても、静江は何の感も無く怙然たる
顔色を看て、満場の生徒は皆な指さして其愚を笑ひ、教師も
殆んど呆れはてたる顔色にて、恚がて試験を終はりし時、恰
かも金岡夫人も來りしかば、校長は静江の落第を告げて到
底卒業の見込なきを説き、退校せしむこそ好かるべしと促
かされ、夫人は大いに面目を失ひて、慚ちらふ顔色ありしか
ど、静江は結句退校するこそ望ましけれと、毫も慚るの色も

なく母に伴ふて家に歸れば、金岡氏は不平の顔色にて、畢竟
女子に政治學を勧めしが、誤見なりと、痛く夫人に向て攻言
したれども、夫人は飽くまでも女權党の事業に就かしめん
とし、更に静江に説ひて、新聞記者たるこそ好かるべしと、強
へて静江に勧めしかと、是れ亦覺束なくぞ見へたりけり

世二十新亞細亞上篇終

版權登錄

印刷者

千葉縣平民
鈴木義宗
京橋區彌左衛門町
一番地



發行者

福島縣士族
桑原德三郎
府下北豐島郡金杉村
百廿貳番地寄留

發行者

東京府士族
佐々木猛
府下南足立郡花又村
貳百八十九番地

著述者

福島縣士族
服部誠一
府下北豐島郡金杉村
百貳十二番地

明治廿一年四月十五日印刷
明治廿一年四月廿一日出版

定價金六拾五錢

發賣所

鶴聲社

日本橋區橋町四丁目
十一番地

發賣所

東京屋

日本橋區本町一丁目
七番地

發賣所

博集館

神田區神田鍛冶町
三番地

100-100-100

21
67

Ⓜ

026360-000-9

21-67

新亞細亞（二十世紀）

服部 誠一／著

M21

ADD-0009



8.2.25